

【生産性向上設備投資促進税制の概要と証明書発行手続きについて】

平素は、(一社)日本科学機器協会(以下、日科協)の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、アベノミクス第三の矢、新たな成長戦略の一環として「生産性向上設備投資促進税制」が施行されました。当協会も試験又は測定機器の証明書発行団体となっております。

そこで会員企業の皆様に、本制度の概要、証明書発行手続き等についてお知らせいたします。
本制度は、ユーザーへの販売促進活動に大きく活用できる制度ですので、是非、ご活用ください。
また本制度の詳しい内容は、経済産業省のホームページに掲載されていますのでご参照願います。

経産省：http://www.meti.go.jp/policy/jigyousa/seisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

当協会は申請内容に関して、一切公表しないことを申し添えます。

1. 制度の概要

本制度は、A：先端設備と、B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の2つに分けられます。当協会では証明書を発行するのはAの先端設備についてであり、以下の説明はA：先端設備についてとなります。Bについては各経済産業局が申請先となります。

【対象設備】

A：先端設備の内、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」上の設備の種類が「器具・備品」、細目が「試験又は測定機器」(いわゆる科学機器)となる機器が対象となります。

【対象設備要件】

- ・要件①：最新モデルであること
最新モデルとは：同一メーカーの製品で、以下の要件を満たすものであること。
 - イ. 一定期間内(試験又は測定機器=6年以内)
 - ロ. 販売開始年度が、ユーザー側が取得等をする年度及びその前年度であるモデルであること。
- ・要件②：生産性(例：生産効率、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上していること。
但し、あくまでも自社製品の前モデルとの比較においての生産性向上のことであり、現在使用している機器や、他のメーカー製品との比較ではありません。
- ・要件③：試験又は測定機器(理科学機器)の最低取得価額要件
単品で120万円以上の製品
(単品30万円以上かつ合計120万円以上を含む)

【税制措置】

- ①期間 平成26年1月20日～平成28年3月31日
即時償却又は税額控除(5%)の選択制
- ②期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
特別償却(50%)と税額控除(4%)の選択制

【当協会が証明書発行に関し、確認する内容】

当協会は、該当製品が要件①最新モデルであること及び要件②生産性が年平均1%以上向上していることを確認した上で、証明書を発行いたします。

2. 証明書発行の手続き及び記載方法

- ①ユーザーは、当該設備を生産したメーカー等に証明書の発行を依頼。
- ②依頼を受けたメーカー等は、様式1及び様式2（チェックシート）に必要事項を記載の上、③、④を添えて、当協会へ郵送にてお送りください。
- ③生産性が年1%以上向上していることの比較対象となる根拠資料（カタログ・仕様書等）各1部ずつを、一緒にご提出ください。
但し、同一製品の場合は納入先が異なっても1部で結構です。なお、同じ機器について2回目以降申請する場合、資料の添付は不要です。
- ④返信用封筒2通に宛名を明記して所定の切手を貼付の上、同封してください。
- ⑤当協会では入金確認後、様式1と様式2（チェックシート）のコピーを送付いたします。
- ⑥記載上の注意事項
 - *製造事業者等の代表者氏名は、原則として担当部長以上の役職者、もしくは同等の立場にある者としてください。
 - *ディーラーが申請する場合は、様式1の製造業者等の名称・製造業者等の所在地・代表者氏名の欄にメーカー名などを記載してください。
 - *印鑑は、公印ではなくても結構です。
 - *同一設置場所（納入先）に同一製品を複数台納入する場合は、同様式1及び様式2（チェックシート）の提出は各1部で結構です。
 - *同一製品であっても設置場所が異なる場合は、同様式1、様式2（チェックシート）をそれぞれ提出してください。

3. 費用

証明書発行手数料として、次の費用をお申し込み時にご請求いたします。

- 正会員……………2,000円（別途消費税）
- 会員外……………4,000円（ 〃 ）

※お申込みの際は、以下の宛先を切り取ってご使用ください。

〒103-0023	<input type="checkbox"/> 日科協会員 <input type="checkbox"/> 非会員
東京都中央区日本橋本町 3-8-5	
(一社) 日本科学機器協会 事務局 行	
【生産性向上設備投資促進税制書類在中】	
<input type="checkbox"/> 様式1 <input type="checkbox"/> 様式2 <input type="checkbox"/> 資料 (カタログ等)	
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(2通)	
※お申し込みの際は、 <input checked="" type="checkbox"/>	

4. 様式1(証明書)、様式2チェックシート送付先及び問い合わせ先

(一社) 日本科学機器協会 事務局

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-8-5

TEL : 03-3661-5131 FAX : 03-3668-0324 E-mail : kan@sia-tokyo.gr.jp

※なお、当協会の発行する証明書は税制措置が受けられることを保証するものではありません。
税制措置に関しては、管轄税務署の裁量(判断)となりますのでご注意ください。詳しくは税務署に
お問い合わせください。

<申請先に関しましては下の表を参考にしてください>

種類	細目	団体名	連絡先
器具・備品	試験又は測定機器	全国鍍金工業組合連合会	03-3433-3855
		日本電気計測器工業会	03-3662-8181
		日本計量機器工業連合会	03-3268-2121
		日本試験機工業会	03-5289-7885
		日本精密測定機器工業会	03-3434-9557
		日本光学測定機工業会	03-3435-8083
		日本分析機器工業会	03-3292-0642
		日本科学機器協会	03-3661-5131
		日本測量機器工業会	03-3431-5007
		日本非破壊検査工業会	03-5207-5960
		日本検査機器工業会	03-3288-5080
		日本真空工業会	03-3459-1228

以上